

新屋区だより



第 3 号

令和 4 年 6 月 1 日

発行：新屋区

電話：34-0751

<http://www.machikuru.jp/araya/>

「花の苗配布」と「お楽しみ抽選会」について

花いっぱい運動の一環として市からいただいた「花の苗配布」（1世帯3鉢程度）と「お楽しみ抽選会」（1世帯1回）を開催します。申し込みされた方は、新屋児童館までお越しください。

なお、抽選会景品は、数に余裕を持って準備しています。密集密接を避けるためにも、お時間を調整し、マスク着用の上お出かけください。少人数での参加にご協力ください。体調の悪い方、基礎疾患のある方は、参加をお控えください。

開催日時：6月4日（土）午前9時～11時

開催場所：新屋児童館



「環境美化(530運動)活動」協力をお願い

実施日時：6月4日（土）午前7時30分～午前8時30分（雨天決行）

実施場所：自宅周辺

集積場所：（1）井ノ花 第10駐車場

（2）仲ヶ山 伊藤一雄様宅隣地

（3）東山台 東山公園（カブトムシ公園）

（4）東山台 ミレニウム東山台

（5）新前田 三好中部1号公園（北西角入口側）

その他：活動用ごみ袋は、6月号広報みよしと一緒に組長より配布されます。活動終了後速やかに集積場所へお持ちください。今回配布するごみ袋は家庭用ごみ袋として使用することができませんのでご注意ください。

★蒸し暑くなりそうです。水分を補給し、密集密接を避けて実施してください。



次年度(令和5年度)行政区要望について

6月号広報みよしの配布に合わせ、生活環境に関する要望の取りまとめを組長さんをお願いしています。各組の取りまとめ方法に従い、組長さん経由で提出してください。

提出期限は、7月9日（土）です。

囃子保存会会員を募集します



囃子保存会では、伝統ある伝承芸能「お囃子」を保存、継承して行くことができるよう、会員を随時募集しています。祭囃子の演奏を習いたい方（小学生以上）、囃子保存会活動に協力していただける方（保護者歓迎）、お囃子に興味のある方は、連絡ください。

連絡先：新屋児童館内区事務所

TEL/FAX 34-0751

E-mail araya@hm7.aitai.ne.jp



奉賛会から祭礼のご案内

6月26日（日）午後2時から天王神社において大祓式を執り行います。



※ 裏へ続きます

新屋児童館からのお知らせ

◆お願い

遊びに来る時は、マスクの着用、水筒・ハンカチ（タオル）の持参をお願いします。

来館時は、体温測定、手指消毒の実施をお願いします。体調が悪い時は、ご利用をお控えください。

一部の遊具の利用を制限しています。

◆6月の遊べない日

日曜日・火曜日・6月4日（土）午前（午後1時から遊べます。）



新屋区からのお知らせ



◆ごみの出し方マナーについて

カラスは、4月から8月にかけて繁殖期を迎え活動が活発になり、ごみ集積所において、ごみ散乱被害が増加します。カラスや猫などの被害を防ぐためにも**収集日以外には出さず、収集日当日の朝、明るくなってから午前8時30分までの間に出しましょう。生ごみが外から見えなように新聞紙などで包み、市指定のごみ袋に入れましょう。防護ネットでごみ袋をしっかり覆い、重石などでネットがめくれないようにしましょう。**

◆業務内容について

新屋児童館では、児童館業務（子どもの自由遊びなど）と行政区業務（区費の徴収など）の二つの業務を行っており、業務内容により担当者や業務日時が異なります。

ご迷惑をお掛けすることもあります。ご理解くださいますようお願いいたします。

業務（担当）	業務内容	休業日	業務時間
新屋児童館 （児童厚生員）	- 子どもの自由遊び - 子ども会・子育てクラブに関する事	日曜日・火曜日・祝日 8月13日～15日 12月28日～1月4日	10:00～12:00 13:00～17:00
新屋行政区 （区書記）	- 区費の徴収 - 広報の配布 - 地域の安全 - 転入・転出（異動）	日曜日・祝日 月曜日と土曜日の月各2回程度 夏季休暇・年末年始	9:00～12:00 13:00～16:30

各業務のカレンダーは、新屋行政区ホームページ【トップページ→ご案内→「新屋児童館」「新屋行政区業務月間カレンダー」】にてご確認ください。もしくは、右のQRコードを読み取ってください。

都合により、急きょ変更になる場合があります。ご了承ください。

◆6月・7月の区業務カレンダー

6月							7月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4						1	2
5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9
12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16
19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23
26	27	28	29	30			24	25	26	27	28	29	30
							31						

新屋区事務業務時間

9:00～12:00・13:00～16:30

ミレニアム東山台業務時間

10:00～12:00・13:00～17:00



◆区費について

区費1期分は、6月末までにお支払いください。全期分は、随時受け付けています。